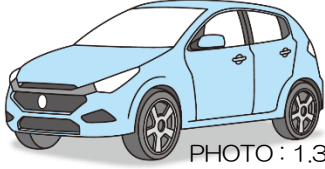


〔中古車の値引き表示について〕

Q. 販売価格の見直しを行った中古車について、「15万円引き」等値引きした旨を表示したいのですが、問題ないでしょうか？

【問題となる広告表示の例】

スカーレット 1.3X 2WD CVT



支払総額 **87** 万円

車両価格80万円 諸費用7万円




PHOTO: 1.3X

■初度登録 2018 年 ■走行 7.2 万 km ■修復歴無 ■車検なし ■ブルー ■車台番号 028
■..... ■..... ■..... ■..... ■..... ■.....

A. 中古車は、品質劣化や車検残及び自賠責、自動車税の未経過分の減少等による経済価値の下落など、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であることから、「過去の販売価格」等を比較対照価格とした中古車の二重価格表示（値引き表示）は、一般消費者に販売価格が実際のものよりも著しく安いと誤認される不当な二重価格表示に該当するおそれがあるため、行うことはできません。

【表示のポイント】

◎同一ではない商品の価格を比較対照価格に用いた二重価格表示を行った場合、その価格差には、時間の経過による商品の品質や経済価値の減少等による違いも反映されているため、表示された価格差のみにより販売価格の安さを評価することが難しく、その結果、消費者に販売価格が実際のものよりも著しく安いとの誤認を与える不当表示となるおそれがあるため、行わないこと

<中古車における二重価格表示の考え方>

- ◆二重価格表示とは、自己の販売価格に当該販売価格より高い他の価格（これを「比較対照価格」といいます）を併記して表示するものをいい、その内容が適切な場合には、一般消費者の適正な価格選択と事業者間の価格競争の促進に資する面があります。
- ◆しかしながら、「同一ではない商品の価格」を比較対照価格に用いる場合や、「実際とは異なる」又は「曖昧な」表示が行われる場合は、一般消費者に販売価格が安いとの誤認を与える不当表示に該当するおそれがあります。
- ◆二重価格表示は、一般的には「過去の販売価格」、「市価や特定の競争事業者の販売価格」、「希望小売価格（新車時価格）」を比較対照価格に用いて表示が行われますが、中古車は、以下のような特性のある商品であることから、二重価格表示にはなじまない商品であると言えます。
 - ① 車両の品質劣化や車検残及び自賠責・自動車税の未経過分の減少等により経済価値が下落（値落ち）するなど、時間の経過とともに商品の同一性が失われていく商品であること
 - ② 車名や年式、走行距離等が同じであっても、使用状況等により一台毎に品質が異なる商品であり、同一の商品に関する市価や特定の競争事業者の販売価格を算定することは困難であること
 - ③ 一旦登録され、又、使用に供された商品であり、新車と中古車は品質や経済価値が異なる商品である（新車と中古車は同一商品とは言えない）こと